

京都市告示第 3 2 7 号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、臨時に休所する日時及び開所する日時について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休所する日時

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日 (火) 午前 9 時 3 0 分から午後 9 時まで (ただし、トレーニングルーム及び診療所を除きます。)

2 臨時に開所する日時

(1) 京都市健康増進センター

平成 2 4 年 1 月 4 日 (水) 午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 京都市健康増進センター診療所

平成 2 4 年 1 月 4 日 (水) 午前 9 時から正午まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)